

# 定 款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、公益社団法人全国老人福祉施設協議会（以下「本会」という。）と称する。

### (事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 本会は、老人福祉及び介護に関する正しい知識の普及並びに理解の促進を図るとともに、サービスの質の向上確保に係る調査研究を行い、もって老人福祉及び介護事業の健全な発展と国民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の公益目的事業を行う。

- (1) 高齢者の福祉の増進に関する調査研究
- (2) 高齢者の福祉の増進に関する研修等の実施
- (3) 高齢者の福祉の増進に関する普及啓発活動
- (4) 高齢者の福祉の増進に関する相談支援

2 本会は、前項の公益目的事業の推進に資するため、次の収益事業等を行う。

- (1) 出版事業
- (2) その他前項各号に掲げる事業に関連する事業

3 第1項に規定する公益目的事業については、全国の都道府県の区域内において行う。

## 第3章 会員

### (会員の構成)

第5条 本会の会員は、次に掲げる者をもって構成する。

#### (1) 正会員

ア 老人福祉法に規定する次の施設・事業所の代表者（当該施設・事業所の開設者、管理者、又は当該開設者若しくは管理者が指定する者をいう。以下イにおいて同じ。）又は開設準備責任者

- ① 養護老人ホーム
- ② 特別養護老人ホーム
- ③ 軽費老人ホーム（ケアハウスを含む。）
- ④ 老人デイサービスセンター
- ⑤ 老人短期入所施設（ただし、特別養護老人ホームに併設し、「老人短期入所事業」を行なう者は、特別養護老人ホームに含める。）

イ その他社員総会（（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）に規定される社員総会をいう。以下「総会」という。）において認められた施設・事業者の代表者又は開設準備責任者

(2) 準会員

正会員として入会しようとする者のうち、定款第8条第1項第1号及び第5号若しくは第7号により正会員の資格を喪失し、再度会員としての資格取得を希望する者

(3) 賛助会員

本会の活動に協賛する個人又は法人

(入会)

第6条 正会員及び準会員（以下「正会員等」という。）若しくは賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定めるところにより入会手続きを行い、理事会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 正会員等は、本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、入会した時及び毎年、総会で決定された別に定める額を支払う義務を負う。

2 賛助会員は、総会で決定された別に定める額を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 会員が所属する施設・事業所等を退職した場合、あるいは第5条第1項に定める代表者でなくなったとき。

(3) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。

(4) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。

(5) 正当な理由なく会費を当該年度終了後においても1年以内に納入しない場合であって、かつ、催促に応じないとき。

(6) 会員が所属する施設・事業所等が廃止されたとき。

(7) 除名されたとき。

2 前項第2号から第4号に該当し会員資格を喪失する場合には、その後任者が会員資格を継続することができる。

(退会)

第9条 正会員等及び賛助会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、代議員総数の3分の2

以上の議決に基づき、当該会員を除名することができる。

- (1) 本会の定款、規則又は総会の決議に違反したとき。
  - (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
  - (3) 会員としての重要な義務を履行しないとき。
  - (4) その他正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、会長は当該会員に対し、除名の決議を行う総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をなし、総会において弁明の機会を与えなければならない。
  - 3 会長は、前項の規定により除名が決議されたときは、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

- 第11条 会員が第8条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
- 2 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、会員が資格を喪失した場合でも、これを返還しない。
  - 3 準会員は、未納会費及び当該年度会費を全額納入することにより認める。この場合において、準会員は代議員及び会長を選出する選挙人としての権利を有するが、当該被選挙人となる権利は3年を経過しなければ有することができない。

#### 第4章 代議員等

(代議員等)

- 第12条 本会の代議員をもって、一般社団・財団法人法上の社員とする。
- 2 代議員は、概ね正会員等100人の中から1人の割合をもって選出される者をもって充てる。
  - 3 代議員を選出するため、正会員等による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。
  - 4 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
  - 5 第3項の代議員選挙において、正会員等は代議員を選挙する権利を有する。
  - 6 第3項の代議員選挙は、2年に1度、3月末日までに実施することとし、代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙の終了の時までとする。ただし、代議員は、第8条第1項の規定により会員資格を喪失したときは、代議員の資格を失う。
  - 7 代議員が総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴えを提起している場合（一般社団・財団法人法278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）は、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。ただし、役員を選任及び解任並びに定款変更についての議決権を有しない。
  - 8 理事又は理事会は、代議員を選出することができない。ただし、理事は正会員としての権利義務を行使することができる。
  - 9 代議員が欠けた場合又は代議員が総会に出席できない時に備えて予備の代議員（以下「予備代

議員」という。)を選挙することができる。

- 10 予備代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
  - (1) 当該候補者が予備代議員である旨
  - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の予備代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
  - (3) 同一の代議員(2以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2以上の代議員)につき2人以上の予備代議員を選任するときは、当該予備代議員相互間の優先順位
- 11 予備代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、第6項の代議員の任期の満了する時までとする。ただし、予備代議員は、第8条第1項の規定により会員資格を喪失したときは、予備代議員の資格を失う。
- 12 正会員等は、一般社団・財団法人法に規定された次に掲げる社員の権利と同様に本会に対して行使することができる。
  - (1) 定款の閲覧等
  - (2) 代議員名簿の閲覧等
  - (3) 総会の議事録の閲覧等
  - (4) 代議員の代理権証明書等の閲覧等
  - (5) 電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等
  - (6) 計算書類等の閲覧等
  - (7) 清算法人の貸借対照表の閲覧等
  - (8) 合併契約等の閲覧等

(代議員の報酬等)

第13条 代議員は無報酬とする。

- 2 代議員には費用を弁償することができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

## 第5章 総会

(種別)

第14条 本会の総会は、定時総会として毎事業年度5月及び翌年3月の2回開催し、このうち5月に開催される定時総会を一般社団・財団法人法上の定時社員総会とする。

- 2 必要がある場合には臨時総会を開催することができる。

(総会の構成及び議決権の数)

第15条 総会は、すべての代議員をもって構成する。

- 2 総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

(権限)

第16条 総会は、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。

- (1) 事業計画及び予算の承認
  - (2) 決算報告の承認
  - (3) 理事及び監事の選任
  - (4) 理事及び監事の報酬の額又はその規程
  - (5) 会員資格の得喪並びに会費及び入会金の額
  - (6) 定款の変更
  - (7) 会員の除名
  - (8) 代議員の解任
  - (9) 解散及び残余財産の処分
  - (10) 理事会において総会に付議した事項
  - (11) 前各号に定めるもののほか、一般社団・財団法人法に規定する事項
- 2 前項の規定にかかわらず、第17条第2号により招集された総会は、同号の書面に記載した目的である事項以外の事項については、決議をすることができない。

(臨時総会の開催)

第17条 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 代議員総数の5分の1以上から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 前項の規定による請求をした代議員が、裁判所の許可を得て、総会を招集するとき。

(総会の招集)

第18条 総会は、前条第3号の規定により代議員が招集する場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。ただし、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた理事が招集する。

- 2 会長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に総会を招集しなければならない。
- 3 会長は、理事会の決議により決定された次に掲げる事項を記載し、開催2週間前までに書面をもって通知しなければならない。
  - (1) 総会の日時及び場所
  - (2) 総会の目的である事項
  - (3) 総会に出席しない代議員が書面及び電磁的方法によって議決権を行使することができる旨
- 4 会長は、前項の書面による通知に代えて、法令で定めるところにより、代議員の承諾を得て、電磁的方法により通知することができる。

(議長等)

第19条 総会の議長及び副議長は、総会において、代議員の中から選任するものとし、当該代議員の任期中、その任にあたる。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときはその職務を代行する。

(総会の定足数)

第20条 総会は、この定款に別段の定めがある場合を除き、代議員総数の過半数の出席により成立する。

(決議)

第21条 総会の決議は、一般社団・財団法人法第49条第2項及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した代議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

2 前項の場合においては、議長は、代議員として表決に加わる権利を有しない。

3 第1項の定めにかかわらず、次の決議は、代議員総数の3分の2以上の議決をもって行う。

(1) 定款の変更

(2) 会員の除名

(3) 理事及び監事の解任

(4) 他の法人との合併又は事業の全部の譲渡

(5) 解散及び残余財産の処分

(6) その他法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

5 前項の場合において、理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の得票を得た候補者の中から得票の多い順に定款の枠に達するまでの者を選任する。

6 前2項の規定にかかわらず、第22条に定める議決権行使書面による議決権の行使の結果、理事の選任議案のすべてについて過半数の賛成がそれぞれ得られている場合であって、議長が複数の役員を選任議案を候補者全員一括で決議することを出席している議場の代議員に諮り、それに異議がない等のときは、当該役員候補者全員の選任議案を一括で決議することができる。

(代理及び書面又は電磁的方法による議決権の行使)

第22条 総会に出席できない代議員は、予備代議員による代理出席又はあらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって決議することができる。

2 予備代議員により議決権を行使する場合は、総会に出席する予備代議員に代理権を授与することを証明する書面を本会に提出しなければならない。

3 書面により議決権を行使する場合は、代議員は、総会の日時の直前の業務時間の終了時まで、必要な事項を記載した議決権行使書面を本会に提出しなければならない。

4 電磁的方法により議決権を行使する場合は、代議員は、法令で定めるところにより、本会の承諾を得て、総会の日時の直前の業務時間の終了時まで、議決権行使書面に記載すべき事項を、電磁的方法で本会に提出しなければならない。

5 前3項の規定により行使した議決権の数は、出席した代議員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第23条 総会の議事録は、法務省令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって作成し、保存する。

2 議事録には議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名又は記名押印する。

## 第6章 役員等

### (役員を設置)

第24条 本会には、次の役員を置く。

(1) 理事 25人以上30人以内

(2) 監事 3人以内

2 理事のうち、1人を会長、5人以内を副会長とする。

3 前項の会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、会長及び業務を執行する理事(以下「業務執行理事」という。)をもって同法第91条に定める業務の執行にあたる。

4 会長以外の理事のうち業務執行理事は5名以内とする。

### (役員を選任等)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長候補者は、あらかじめ正会員等の選挙によって選出するものとする。

3 理事会は、会長を選定又は解職する。この場合において、理事会は、正会員等の選挙により会長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。

4 副会長は会長が推薦し、理事会で決定する。この場合において、会長は、第2項の選挙の際に副会長候補者として推薦しておくことができる。

5 業務執行理事は会長が推薦し、理事会で決定する。

6 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

7 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密着な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

8 監事には、次のいずれも含まれてはならない。

(1) 本会の使用人である者

(2) 理事又は他の監事の配偶者若しくは3親等内の親族その他特別の関係にある者

(3) 理事又は他の監事と、他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密着な関係にある者

### (理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は会長を補佐する。

4 業務執行理事は、この定款及び理事会において定めるところにより、その業務を執行する。

5 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状

況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成すること。
- (2) 本会の業務及び財産の状況を監査すること。
- (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。
- (6) 前号の規定による請求の日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする召集通知が發せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (7) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。
- (8) 理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (9) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は他の現任者の残任期間とする。ただし、増員により選任された監事はこの限りではない。
- 4 役員は、その定数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後により退任した後においても、後任者が就任するまでは、役員としての権利義務を有する。

(役員報酬等)

第29条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 役員には、理事会の議決を経て定める規程に基づき、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

(理事の競業及び利益相反取引の制限)

第30条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする本会との取引

(3) 本会が当該理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本会と当該理事との利益が相反する取引

2 前項各号の取引をした理事は、当該取引後遅滞なく、当該取引の重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(損害賠償)

第31条 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、本会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、その責任は、すべての正会員等の同意がなければ、免除することができない。

(顧問)

第32条 本会に、顧問5人以内を置くことができる。

2 顧問は、常任顧問又は顧問とし、理事会において選任する。ただし、再任を妨げない。

(1) 常任顧問は、本会の運営に助言し、関係する会議に出席して意見を述べるものとする。

(2) 顧問は、関係する会議に出席し、意見を述べることができる。

3 常任顧問又は顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

## 第7章 理事会

(構成)

第33条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって組織する。

(権限)

第34条 理事会は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長の選定及び解職

2 前項第3号の会長の選定については、正会員等の選挙により会長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。

3 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な使用人の選任及び解任

(4) その他法令で定められた事項

(種類及び開催)

第35条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種類とする。

- 2 定例理事会は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
  - (1) 会長が必要と認めたとき。
  - (2) 会長以外の理事から会長に対し、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
  - (3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を開催日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集するとき。
  - (4) 第27条第5号の規定により、監事から会長に対し、招集の請求があったとき、又は同条第6号の規定により監事が招集するとき。

(招集)

第36条 理事会は、前条第3項第3号の規定により理事が招集する場合又は第4号後段により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。ただし、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序による理事が招集する。

- 2 会長は、前条第3項第2号又は第4号前段の規定による請求があったときは、その請求があった日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集する者は、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して、会議の日時及び場所並びに目的事項等を記載した書面をもって、通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第37条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故あるとき又は特別の利害関係を有するときは、あらかじめ理事会において定めた順序による理事がこれにあたる。

(定足数)

第38条 理事会は、この定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数の出席により成立する。

(決議)

第39条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、特別の利害関係を有する理事以外の理事総数の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

- 2 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事はその議決に加わることはできない。
- 3 第1項の場合には、議長は、理事として表決に加わることはできない。

(理事会の決議の省略)

第40条 理事が理事会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第41条 理事会の議事は、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは、当該理事会に出席した会長及び監事が署名又は記名押印のうえ、保存する。

(理事会規則)

第42条 理事会の運営に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

## 第8章 事務局

(事務局)

第43条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長等の重要な職員は、理事会の承認を得て、会長が任免する。
- 4 前項以外の職員は、会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第9章 資産及び会計

(資産の構成)

第44条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(事業年度)

第45条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計の原則)

第46条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

(事業計画及び収支予算)

第47条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供する。

(事業報告及び決算)

第48条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供する。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

3 本会は、総会の承認後、直ちに第1項第3号に定める貸借対照表を公告する。

(公益目的取得財産残額の算定)

第49条 会長は、法令に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、法令に定める書類に記載する。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第50条 本会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の決議及び総会において、代議員総数の3分の2以上の決議を経なければならない。

2 本会が重要な財産の処分又は譲受けを行う場合も、前項と同様の手続きを経なければならない。

第10章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第51条 この定款は、総会の決議により変更することができる。

(合併等)

第52条 本会は、総会の決議その他法令に定めるところにより、他の法人との合併又は事業の全部の譲渡を行うことができる。

(解散)

第53条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により、解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第54条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益法人認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、同法第5条第17号に掲げる者に贈与する。

(残余財産の帰属)

第55条 本会が解散等により清算するとき有する残余財産は、公益法人認定法第5条第17号に掲げるものに贈与する。

## 第11章 公告

(公告方法)

第56条 本会の公告は、電子公告の方法により行う。

## 第12章 補則

(委任)

第57条 この定款の施行についての細則は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記を行った日（平成21年4月1日）から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は中村 博彦とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益社団法人の設立の登記を行ったときは、第45条の定めにかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則 2 （平成22年1月13日）

この定款の変更は、平成 22 年 1 月 13 日から施行する。